

○防衛省告示第百九十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）  
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和四年八月二十日から施行する。

令和四年八月十日

防衛大臣 岸 信夫

一 陸上自衛隊旭川駐屯地沼田分屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道雨竜郡沼田町	字沼田千百四十二番一
対象防衛関係施設の区域	北海道雨竜郡沼田町	字沼田（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一 北緯四十三度五十一分二十三秒、東経百四十一度五十七分三十八秒の点 二 北緯四十三度五十一分八秒、東経百四十一度五十八分一秒

備考

点と九に掲げる  
点とを結んだ線  
により囲まれた  
区域

の点

三 北緯四十三度五十分十九秒、東経百四十一度五十八分三十  
八秒の点

四 北緯四十三度四十九分四十一秒、東経百四十一度五十八分  
二秒の点

五 北緯四十三度四十九分三十二秒、東経百四十一度五十七分  
六秒の点

六 北緯四十三度五十分〇秒、東経百四十一度五十六分十五秒  
の点

七 北緯四十三度五十分十八秒、東経百四十一度五十六分十五  
秒の点

八 北緯四十三度五十分三十五秒、東経百四十一度五十六分三  
十九秒の点

九 北緯四十三度五十分五十四秒、東経百四十一度五十六分五  
十一秒の点

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 陸上自衛隊旭川駐屯地近文台分屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道旭川市	字近文七線一号
対象防衛関係施設の区域	北海道旭川市	字近文五線、字近文七線及び字近文八線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道旭川市	旭町二条（次の図面に示す部分に限る。）、大町一条及び二条（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、春光六条及び七条（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、住吉六条及び七条並びに字近文五線から八線まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	北海道上川郡鷹 栖町	八線（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>三 陸上自衛隊上富良野駐屯地多田分屯地</p>	

対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
北海道空知郡上 富良野町	北海道空知郡上 富良野町	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十一に掲げ る点とを結んだ 線により囲まれ た区域
字上富良野	国有無番地（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯四十三度二十六分三十七秒、東経百四十二度三十分五十四秒の点 二 北緯四十三度二十六分三十七秒、東経百四十二度三十一分五十八秒の点 三 北緯四十三度二十六分二十三秒、東経百四十二度三十二分三十六秒の点 四 北緯四十三度二十五分五十七秒、東経百四十二度三十二分四十九秒の点 五 北緯四十三度二十五分三十六秒、東経百四十二度三十二分十二秒の点 六 北緯四十三度二十五分十三秒、東経百四十二度三十二分一

<p>秒の点</p> <p>七 北緯四十三度二十五分十三秒、東経百四十二度三十一分二十七秒の点</p> <p>八 北緯四十三度二十五分三十五秒、東経百四十二度三十一分一秒の点</p> <p>九 北緯四十三度二十五分三十五秒、東経百四十二度三十分三十三秒の点</p> <p>十 北緯四十三度二十五分五十一秒、東経百四十二度三十分十六秒の点</p> <p>十一 北緯四十三度二十六分二十二秒、東経百四十二度三十分二十二秒の点</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>

四 陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>北海道足寄郡足 寄町</p>	<p>平和百七十三番地三</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>北海道足寄郡足 寄町</p>	<p>平和（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と七に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>	<p>一 北緯四十三度十五分二十九秒、東経百四十三度三十五分三十九秒の点 二 北緯四十三度十五分二十六秒、東経百四十三度三十六分五十五秒の点 三 北緯四十三度十五分十四秒、東経百四十三度三十七分三十八秒の点 四 北緯四十三度十四分四十五秒、東経百四十三度三十七分五十五秒の点 五 北緯四十三度十四分十一秒、東経百四十三度三十六分四十分</p>

五 陸上自衛隊島松駐屯地

対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の所在地	北海道恵庭市	北海道恵庭市	西島松（次の図面に示す部分に限る。）	西島松三百八番地	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		<p>七秒の点</p> <p>六 北緯四十三度十四分三十五秒、東経百四十三度三十五分十五秒の点</p> <p>七 北緯四十三度十五分九秒、東経百四十三度三十五分十秒の点</p>



の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道恵庭市	北柏木町、桜森、島松寿町及び西島松（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>			

六 陸上自衛隊島松駐屯地苗穂分屯地

対象防衛関係施設 の所在地	北海道札幌市東 区	苗穂町七丁目一番一号
対象防衛関係施設 の区域	北海道札幌市東 区	苗穂町七丁目及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	北海道札幌市中 央区  北海道札幌市東 区	北一条東十六丁目から十九丁目まで及び北二条東十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで  北四条東十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北五条東十六丁目及び十七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、北六条東十七丁目及び十八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、北七条東十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、苗穂町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目から十四丁目まで、本町一条五丁目（次の図面に示す

部分に限る。) から九丁目 (次の図面に示す部分に限る。) まで並びに本町二条六丁目及び七丁目 (いずれも次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
北海道沙流郡日 高町	北海道沙流郡日 高町	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
字千栄七十五番地	字千栄（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯四十二度五十四分四十九秒、東経百四十二度三十一分二十六秒の点 二 北緯四十二度五十四分二十三秒、東経百四十二度三十二分六秒の点 三 北緯四十二度五十三分三十二秒、東経百四十二度三十一分二十一秒の点 四 北緯四十二度五十三分三十五秒、東経百四十二度三十分四十八秒の点 五 北緯四十二度五十三分五十八秒、東経百四十二度三十分四十八秒の点 六 北緯四十二度五十四分二十八秒、東経百四十二度三十分四

十三秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 陸上自衛隊安平駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道勇払郡安平町	安平
対象防衛関係施設の区域	北海道勇払郡安平町	安平（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	次に掲げる点を順次に結んだ線	一 北緯四十二度四十九分十二秒、東経百四十一度四十九分二十四秒の点

<p>辺地域</p>	<p>及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域</p>	<p>二 北緯四十二度四十九分十六秒、東経百四十一度四十八分九秒の点</p> <p>三 北緯四十二度四十八分三十三秒、東経百四十一度四十七分四十二秒の点</p> <p>四 北緯四十二度四十八分十秒、東経百四十一度四十八分十六秒の点</p> <p>五 北緯四十二度四十八分十八秒、東経百四十一度四十八分四十四秒の点</p> <p>六 北緯四十二度四十八分二十七秒、東経百四十一度四十八分四十一秒の点</p> <p>七 北緯四十二度四十八分三十秒、東経百四十一度四十九分四秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

九 陸上自衛隊安平駐屯地早来分屯地

対象防衛関係施設 の所在地	北海道勇払郡安 平町	東早来
対象防衛関係施設 の区域	北海道勇払郡安 平町	東早来（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域	<p>一 北緯四十二度四十七分三十六秒、東経百四十一度四十九分九秒の点</p> <p>二 北緯四十二度四十七分四十一秒、東経百四十一度四十八分二十八秒の点</p> <p>三 北緯四十二度四十七分十八秒、東経百四十一度四十八分十三秒の点</p> <p>四 北緯四十二度四十六分五十七秒、東経百四十一度四十八分四十三秒の点</p>

十 陸上自衛隊白老駐屯地

対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
次に掲げる点を	北海道白老郡白老町	北海道白老郡白老町
一 北緯四十二度三十七分三十七秒、東経百四十一度十八分〇	字白老（次の図面に示す部分に限る。）	字白老七百八十二番地一

備考	五 北緯四十二度四十六分五十一秒、東経百四十一度四十九分五秒の点
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	
二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	



備考	<p>に係る対象施設周辺地域</p>
	<p>順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>
	<p>秒の点</p> <p>二 北緯四十二度三十六分五十八秒、東経百四十一度十八分五十二秒の点</p> <p>三 北緯四十二度三十六分十四秒、東経百四十一度十九分十四秒の点</p> <p>四 北緯四十二度三十五分五十八秒、東経百四十一度十九分十秒の点</p> <p>五 北緯四十二度三十五分五十六秒、東経百四十一度十八分二十一秒の点</p> <p>六 北緯四十二度三十六分十三秒、東経百四十一度十七分四十一秒の点</p> <p>七 北緯四十二度三十七分十六秒、東経百四十一度十六分五十六秒の点</p> <p>八 北緯四十二度三十七分三十三秒、東経百四十一度十七分十九秒の点</p>

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一 陸上自衛隊多賀城駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	宮城県多賀城市	丸山二丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	宮城県多賀城市	丸山二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮城県多賀城市 宮城県塩竈市	芦畔町（次の図面に示す部分に限る。） 大代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、笠神二丁目

から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、下馬三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、栄一丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、桜木二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鶴ヶ谷二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに丸山一丁目及び二丁目

#### 備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二 陸上自衛隊仙台駐屯地反町分屯地

対象防衛関係施設 の所在地	宮城県宮城郡松 島町	初原字樋の沢十六番地
対象防衛関係施設 の区域	宮城県宮城郡松 島町	高城及び初原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	宮城県宮城郡松 島町	桜渡戸、高城及び初原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区</p>		

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三 陸上自衛隊船岡駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	宮城県柴田郡柴田町	大字船岡字大沼端一番地一
対象防衛関係施設の区域	宮城県角田市 宮城県柴田郡柴田町	神次郎（次の図面に示す部分に限る。） 大字船岡（次の図面に示す部分に限る。）

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>宮城県角田市 宮城県柴田郡柴田町</p>	<p>君萱及び神次郎（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 船岡新栄、船岡中央、船岡東、船岡南及び大字船岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設 の所在地	茨城県稲敷郡阿 見町	うずら野三丁目四十七番地
対象防衛関係施設 の区域	茨城県稲敷郡阿 見町	うずら野三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	茨城県稲敷郡阿 見町	うずら野一丁目から四丁目まで、本郷一丁目及び二丁目並びに 大字荒川本郷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十五 陸上自衛隊古河駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	茨城県古河市	上辺見千百九十五番地
対象防衛関係施設の区域	茨城県古河市	上辺見及び下辺見（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	茨城県古河市	大堤、上辺見、下辺見、下山町及び南町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）



備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十六 陸上自衛隊新町駐屯地吉井分屯地

対象防衛関係施設	群馬県高崎市	吉井町馬庭二千五百二十九番地
対象防衛関係施設の所在地	群馬県高崎市	吉井町小暮及び吉井町馬庭(いずれ次の図面に示す部分に限る。)

の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	群馬県高崎市	山名町、吉井町小暮、吉井町南陽台及び吉井町馬庭（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>			

十七 陸上自衛隊松戸駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	千葉県松戸市	五香六実十七番地
対象防衛関係施設 の区域	千葉県鎌ヶ谷市	くぬぎ山一丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	千葉県松戸市	五香一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、五香西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五香南一丁目から三丁目まで、五香六実（次の図面に示す部分に限る。）並びに
	千葉県鎌ヶ谷市	串崎新田（次の図面に示す部分に限る。）、くぬぎ山一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目並びに初富（次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県松戸市	五香六実（次の図面に示す部分に限る。）

松飛台（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十八 陸上自衛隊十条駐屯地

対象防衛関係施設  
の所在地

東京都北区

十条台一丁目五番七十号

対象防衛関係施設 の区域	東京都北区	十条台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	東京都板橋区	加賀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
備考		<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区</p>
	東京都北区	<p>王子本町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、上十条一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、岸町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、十条台一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、滝野川四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに中十条一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十九 陸上自衛隊用賀駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	東京都世田谷区	上用賀一丁目二十番一号
対象防衛関係施設の区域	東京都世田谷区	上用賀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	東京都世田谷区	上用賀一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜新町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、弦巻四丁目及び五丁

辺地域

目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに用賀三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十 陸上自衛隊桂駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	京都府京都市西京区	川島六ノ坪町
--------------	-----------	--------

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>京都府京都市西 京区</p>	<p>川島五反長町、川島六ノ坪町、下津林佃、下津林津森、下津林 番条及び下津林八島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）  久世高田町（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>京都府京都市西 京区</p>	<p>牛ヶ瀬西柿町（次の図面に示す部分に限る。）、川島梅園町、川 島五反長町、川島桜園町、川島三重町（次の図面に示す部分に 限る。）、川島竹園町、川島流田町、川島野田町（次の図面に示 す部分に限る。）、川島松園町、川島松ノ木本町（次の図面に示 す部分に限る。）、川島莚田町、川島六ノ坪町、下津林芝ノ宮町 （次の図面に示す部分に限る。）、下津林佃、下津林津森、下津 林中島町（次の図面に示す部分に限る。）、下津林番条、下津林 番条町、下津林東芝ノ宮町（次の図面に示す部分に限る。）、下 津林前泓町（次の図面に示す部分に限る。）、下津林南中島町、 下津林八島及び下津林六反田（次の図面に示す部分に限る。）</p>



<p>京都府京都市南区</p>	<p>京都府向日市</p>	<p>久世上久世町（次の図面に示す部分に限る。）、久世高田町及び久世中久世町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>寺戸町石田、寺戸町九ノ坪、寺戸町正田（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町八ノ坪（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町八反田（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町東御泥（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町七ノ坪（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町立田（次の図面に示す部分に限る。）及び物集女町吉田（次の図面に示す部分に限る。）</p>
	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>	

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十一 陸上自衛隊宇治駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	京都府宇治市	五ヶ庄官有地
対象防衛関係施設の区域	京都府宇治市	五ヶ庄（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府宇治市 見区 京都府京都市伏見区	五ヶ庄及び榎島町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 向島清水町及び向島渡シ場町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十二 陸上自衛隊宇治駐屯地祝園分屯地

対象防衛関係施設	京都府京田辺市	対象防衛関係施設の所在地	京都府相楽郡精華町 大字北稻八間小字縄田二百五十九番地
	打田上羽川、打田仕切ヶ谷、打田下羽川、打田瀧替、打田中羽		

<p>の区域</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>
<p>華町 京都府相楽郡精</p>	<p>京都府京田辺市</p>
<p>川、水取菰谷及び水取寺ヶ谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 北稲八間、南稲八妻及び大字東畑（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>打田上羽川、打田仕切ヶ谷、打田地蔵山、打田下羽川、打田瀧替、打田中羽川、打田西羽川（次の図面に示す部分に限る。）、打田羽川口（次の図面に示す部分に限る。）、打田峰山、打田宮東、打田宮前（次の図面に示す部分に限る。）、水取梅ノ木峠（次の図面に示す部分に限る。）、水取菰谷、水取須鎌（次の図面に示す部分に限る。）、水取寺ヶ谷及び水取羽川（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>華町 京都府相楽郡精</p>	<p>北稲八間、精華台、光台、南稲八妻、大字下狛及び大字東畑（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十三 陸上自衛隊三軒屋駐屯地

対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の所在地
岡山県岡山市北	区	岡山県岡山市北	宿九百七十八番地
宿及び原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）			

の区域	区	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岡山県岡山市北区	宿（次の図面に示す部分に限る。）、宿本町（次の図面に示す部分に限る。）、津島（次の図面に示す部分に限る。）、津島東（次の図面に示す部分に限る。）、津高（次の図面に示す部分に限る。）、津高台（次の図面に示す部分に限る。）、畑鮎（次の図面に示す部分に限る。）、原（次の図面に示す部分に限る。）、半田町、法界院（次の図面に示す部分に限る。）、三野（次の図面に示す部分に限る。）、三野本町（次の図面に示す部分に限る。）、横井上（次の図面に示す部分に限る。）及び理大町
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十四 陸上自衛隊小倉駐屯地富野分屯地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県北九州市小倉北区	大字富野官有無番地
対象防衛関係施設の区域	福岡県北九州市小倉北区	大字足原及び大字富野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる	一 北緯三十三度五十二分三十一秒、東経百三十度五十四分五十八秒の点 二 北緯三十三度五十二分三十一秒、東経百三十度五十五分二十六秒の点

二十五 陸上自衛隊目達原駐屯地鳥栖分屯地

対象防衛関係施設	佐賀県鳥栖市	村田町千八十九番地一
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		<p>点とを結んだ線により囲まれた区域</p>
	<p>三 北緯三十三度五十二分二十秒、東経百三十度五十五分三十秒の点</p> <p>四 北緯三十三度五十一分五十二秒、東経百三十度五十五分十九秒の点</p> <p>五 北緯三十三度五十一分五十二秒、東経百三十度五十四分五十九秒の点</p> <p>六 北緯三十三度五十二分七秒、東経百三十度五十四分四十八秒の点</p>	



の所在地		
対象防衛関係施設 の区域	佐賀県鳥栖市	村田町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	佐賀県鳥栖市	江島町、西新町、原古賀町、平田町及び村田町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考  一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。  三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十六 陸上自衛隊別府駐屯地大分分屯地

対象防衛関係施設の所在地	大分県大分市	大字駕野百二十九番地
対象防衛関係施設の区域	大分県大分市	大字駕野及び大字且野原（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	大分県大分市	敷戸新町（次の図面に示す部分に限る。）、敷戸東町（次の図面に示す部分に限る。）、敷戸南町、大字駕野（次の図面に示す部分に限る。）、大字下判田（次の図面に示す部分に限る。）、大字且野原（次の図面に示す部分に限る。）及び大字中判田（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十七 陸上自衛隊保良訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
沖縄県宮古島市	沖縄県宮古島市
城辺（次の図面に示す部分に限る。）	城辺字保良前方原三百九十番地

の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
	沖縄県宮古島市	城辺（次の図面に示す部分に限る。）
備考	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<p>一 北緯二十四度四十三分四十二秒、東経百二十五度二十四分四十七秒の点</p> <p>二 北緯二十四度四十三分二十九秒、東経百二十五度二十五分十八秒の点</p> <p>三 北緯二十四度四十三分三十六秒、東経百二十五度二十五分三十三秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ</p>		

るものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十八 海上自衛隊鹿屋航空基地古江貯油処

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県鹿屋市	古江町七千五百九十九番地二
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県鹿屋市	古江町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県鹿屋市	古江町及び古里町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を		一 北緯三十一度二十四分八秒、東経百三十度四十五分五十六

	<p>順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>秒の点 二 北緯三十一度二十四分二秒、東経百三十度四十五分五十一秒の点 三 北緯三十一度二十三分四十七秒、東経百三十度四十六分一秒の点 四 北緯三十一度二十三分四十六秒、東経百三十度四十六分十秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十九 海上自衛隊吾妻島地区

対象防衛関係施設 の所在地	神奈川県横須賀 市	箱崎町
対象防衛関係施設 の区域	神奈川県横須賀 市	箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた	一 北緯三十五度十七分四十七秒、東経百三十九度三十八分二 十七秒の点 二 北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度三十八分二十四 秒の点 三 北緯三十五度十八分二十四秒、東経百三十九度三十八分四 十五秒の点 四 北緯三十五度十八分三十三秒、東経百三十九度三十九分十

	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>
<p>区域</p>	
<p>四秒の点</p> <p>五 北緯三十五度十八分二十一秒、東経百三十九度三十九分三十四秒の点</p> <p>六 北緯三十五度十八分一秒、東経百三十九度三十九分四十一秒の点</p> <p>七 北緯三十五度十七分四十八秒、東経百三十九度三十九分二十七秒の点</p> <p>八 北緯三十五度十七分四十八秒、東経百三十九度三十九分十秒の点</p> <p>九 北緯三十五度十七分四十秒、東経百三十九度三十九分三秒の点</p> <p>十 北緯三十五度十七分三十五秒、東経百三十九度三十八分五十四秒の点</p>	



象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十 海上自衛隊比与宇地区

対象防衛関係施設 の所在地	神奈川県横須賀 市	田浦港町無番地
対象防衛関係施設 の区域	神奈川県横須賀 市	田浦港町及び長浦町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	神奈川県横須賀 市	安針台、田浦町一丁目、田浦港町、長浦町一丁目、二丁目及び五丁目並びに箱崎町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と七に掲げる	一 北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十八分九秒の点 二 北緯三十五度十八分二秒、東経百三十九度三十八分二十秒の点

	<p>点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域</p>
<p>三 北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度三十八分二十五秒の点</p> <p>四 北緯三十五度十八分八秒、東経百三十九度三十八分四十六秒の点</p> <p>五 北緯三十五度十七分四十一秒、東経百三十九度三十九分三秒の点</p> <p>六 北緯三十五度十七分二十九秒、東経百三十九度三十八分五十六秒の点</p> <p>七 北緯三十五度十七分二十五秒、東経百三十九度三十八分五十七秒の点</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十一 海上自衛隊横須賀地方総監部補給倉庫

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	田浦港町無番地
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	田浦港町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	田浦港町、田浦町一丁目及び二丁目並びに長浦町五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を		一 北緯三十五度十七分五十一秒、東経百三十九度三十八分二

	<p>順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>十九秒の点 二 北緯三十五度十七分四十九秒、東経百三十九度三十八分十秒の点 三 北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十八分九秒の点</p>
<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

三十二 海上自衛隊呉弾薬整備補給所

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>広島県江田島市</p>	<p>江田島町切串</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>広島県江田島市</p>	<p>江田島町（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と七に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域</p>	<p>一 北緯三十四度十七分五秒、東経百三十二度二十八分四十秒の点 二 北緯三十四度十七分十八秒、東経百三十二度二十八分四十一秒の点 三 北緯三十四度十七分二十九秒、東経百三十二度二十九分〇秒の点 四 北緯三十四度十七分四秒、東経百三十二度二十九分三十八秒の点</p>

三十三 海上自衛隊呉弾薬整備補給所大麗女弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	吉浦町字麗女
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		
<p>五 北緯三十四度十六分三十九秒、東経百三十二度二十九分四十七秒の点</p> <p>六 北緯三十四度十六分十八秒、東経百三十二度二十九分二十五秒の点</p> <p>七 北緯三十四度十六分三十六秒、東経百三十二度二十八分五十四秒の点</p>		

対象防衛関係施設 の区域	広島県呉市	若葉町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	一 北緯三十四度十四分四十八秒、東経百三十二度三十一分十 三秒の点 二 北緯三十四度十四分四十秒、東経百三十二度三十一分三十 七秒の点 三 北緯三十四度十四分二十六秒、東経百三十二度三十一分三 十八秒の点 四 北緯三十四度十四分十五秒、東経百三十二度三十一分十九 秒の点 五 北緯三十四度十四分二十九秒、東経百三十二度三十一分〇 秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十四 海上自衛隊呉造修補給所飛渡瀬燃料貯蔵所

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>広島県江田島市</p>	<p>江田島町江南三丁目二番一号</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>広島県江田島市</p>	<p>江田島町江南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた</p>	<p>一 北緯三十四度十二分十七秒、東経百三十二度二十八分四十 一秒の点 二 北緯三十四度十二分二十四秒、東経百三十二度二十八分五 十五秒の点 三 北緯三十四度十二分十三秒、東経百三十二度二十九分二十 五秒の点 四 北緯三十四度十一分五十二秒、東経百三十二度二十九分二</p>



対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	広島県呉市	吉浦町（次の図面に示す部分に限る。）	吉浦町	<p>三十五 海上自衛隊呉造修補給所吉浦燃料貯蔵所</p> <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p> <p>区域</p> <p>十五秒の点</p> <p>五 北緯三十四度一分四十五秒、東経百三十二度二十八分四十八秒の点</p> <p>六 北緯三十四度十二分五秒、東経百三十二度二十八分三十六秒の点</p>

の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
広島県呉市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
狩留賀町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦新町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦中町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦西城町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦本町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに吉浦宮花町	<p>一 北緯三十四度十五分四十七秒、東経百三十二度三十一分〇秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十五分四十一秒、東経百三十二度三十分四十六秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十五分十七秒、東経百三十二度三十分四十二秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十五分七秒、東経百三十二度三十一分六秒の点</p> <p>五 北緯三十四度十五分十四秒、東経百三十二度三十一分二十点</p>

八秒の点

六 北緯三十四度十五分二十三秒、東経百三十二度三十一分三十七秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設 の所在地	長崎県佐世保市	大塔町金山
対象防衛関係施設 の区域	長崎県佐世保市	白岳町及び大塔町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	長崎県佐世保市  次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と七に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域のうち陸域 以外の区域	有福町、大岳台町、白岳町及び大塔町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）  一 北緯三十三度八分五十秒、東経百二十九度四十五分十八秒の点 二 北緯三十三度八分四十秒、東経百二十九度四十五分十秒の点 三 北緯三十三度八分二十四秒、東経百二十九度四十五分十四秒の点 四 北緯三十三度八分十一秒、東経百二十九度四十五分四十一秒の点

		<p>五 北緯三十三度八分二十九秒、東経百二十九度四十六分二秒の点</p> <p>六 北緯三十三度八分四十一秒、東経百二十九度四十五分五十二秒の点</p> <p>七 北緯三十三度八分四十五秒、東経百二十九度四十五分五十二秒の点</p>
<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

三十七 海上自衛隊佐世保弾薬整備補給所針尾弾薬庫

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>長崎県佐世保市</p>	<p>針尾北町</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>長崎県佐世保市</p>	<p>針尾北町（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域</p>	<p>一 北緯三十三度七分六秒、東経百二十九度四十四分三十八秒の点 二 北緯三十三度七分十八秒、東経百二十九度四十四分二十三秒の点 三 北緯三十三度七分四十五秒、東経百二十九度四十四分四十四秒の点 四 北緯三十三度七分三十六秒、東経百二十九度四十五分十七秒の点</p>

三十八 海上自衛隊佐世保造修補給所立神棧橋

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地		
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市		
立神町（次の図面に示す部分に限る。）	立神町無番地	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>五 北緯三十三度七分十五秒、東経百二十九度四十五分二十三秒の点</p> <p>六 北緯三十三度六分五十秒、東経百二十九度四十五分十七秒の点</p>

備考	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域
	<p>一 北緯三十三度九分五十一秒、東経百二十九度四十二分四十八秒の点</p> <p>二 北緯三十三度九分四十四秒、東経百二十九度四十三分四秒の点</p> <p>三 北緯三十三度九分四十秒、東経百二十九度四十三分五秒の点</p> <p>四 北緯三十三度九分二十一秒、東経百二十九度四十三分二秒の点</p> <p>五 北緯三十三度九分二十一秒、東経百二十九度四十二分三十秒の点</p> <p>六 北緯三十三度九分四十一秒、東経百二十九度四十二分二十秒の点</p> <p>七 北緯三十三度九分五十一秒、東経百二十九度四十二分三十秒の点</p> <p>八 北緯三十三度九分五十一秒、東経百二十九度四十二分三十秒の点</p>



- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十九 海上自衛隊佐世保造修補給所西倉庫

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	立神町無番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	立神町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	今福町、神島町、金比良町、立神町、平瀬町及び御船町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線の点		一 北緯三十三度十分三秒、東経百二十九度四十二分五十二秒

	<p>及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域</p>	<p>二 北緯三十三度九分五十一秒、東経百二十九度四十二分四十八秒の点  三 北緯三十三度九分四十四秒、東経百二十九度四十二分二十四秒の点  四 北緯三十三度九分四十九秒、東経百二十九度四十二分十五秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

四十 海上自衛隊北吸地区

対象防衛関係施設 の所在地	京都府舞鶴市	大字北吸小字北宿千五十九番地
対象防衛関係施設 の区域	京都府舞鶴市	字余部下及び字北吸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	京都府舞鶴市  次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と三に掲げる 点とを結ぶ海岸	<p>字余部下、字北吸及び字浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十五度二十八分五十二秒、東経百三十五度二十二分三十八秒の点</p> <p>二 北緯三十五度二十八分五十四秒、東経百三十五度二十三分二秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十八分四十八秒、東経百三十五度二十三分</p>

	<p>線により囲まれた海域</p>	<p>十四秒の点</p>
<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	
<p>対象防衛関係施設</p>	<p>京都府舞鶴市</p>	<p>大字長浜小字長浜千七番地</p>

四十一 海上自衛隊舞鶴弾薬整備補給所

の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
	京都府舞鶴市	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十三に掲げ る点とを結んだ 次の図面に示す 線により囲まれ た区域
字長浜（次の図面に示す部分に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 北緯三十五度二十九分十六秒、東経百三十五度二十二分三十九秒の点</li> <li>二 北緯三十五度二十九分三十四秒、東経百三十五度二十二分二十四秒の点</li> <li>三 北緯三十五度二十九分二十七秒、東経百三十五度二十一分五十秒の点</li> <li>四 北緯三十五度二十九分三十三秒、東経百三十五度二十一分二十秒の点</li> <li>五 北緯三十五度二十九分四十三秒、東経百三十五度二十一分〇秒の点</li> <li>六 北緯三十五度二十九分三十四秒、東経百三十五度二十分二十二秒の点</li> </ul>	

<p>備考</p>	
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>七 北緯三十五度二十九分十二秒、東経百三十五度二十分二十四秒の点</p> <p>八 北緯三十五度二十八分四十五秒、東経百三十五度二十分十秒の点</p> <p>九 北緯三十五度二十八分三十四秒、東経百三十五度二十分二十七秒の点</p> <p>十 北緯三十五度二十八分五十秒、東経百三十五度二十一分十秒の点</p> <p>十一 北緯三十五度二十八分四十七秒、東経百三十五度二十一分三十三秒の点</p> <p>十二 北緯三十五度二十八分五十六秒、東経百三十五度二十一分五十二秒の点</p> <p>十三 北緯三十五度二十八分五十三秒、東経百三十五度二十二分十二秒の点</p>

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十二 海上自衛隊舞鶴造修補給所大波燃料貯蔵所

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字大波小字大波下官有無番地
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字大波下（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線の点	<p>一 北緯三十五度三十分十三秒、東経百三十五度二十四分六秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十分二十一秒、東経百三十五度二十三分三十八秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十分一秒、東経百三十五度二十三分二十二秒の点</p>

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字浜二千十六番地
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		
		により囲まれた区域
		<p>四 北緯三十五度二十九分四十五秒、東経百三十五度二十三分三十一秒の点</p> <p>五 北緯三十五度二十九分四十五秒、東経百三十五度二十三分五十五秒の点</p> <p>六 北緯三十五度三十分四秒、東経百三十五度二十四分十二秒の点</p>

四十三 海上自衛隊舞鶴造修補給所浜地区



対象防衛関係施設 の区域	京都府舞鶴市	字浜（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	京都府舞鶴市  次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と三に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	<p>一 北緯三十五度二十八分四十秒、東経百三十五度二十二分五十三秒の点</p> <p>二 北緯三十五度二十八分五十八秒、東経百三十五度二十三分二秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十八分五十七秒、東経百三十五度二十三分二十七秒の点</p> <p>四 北緯三十五度二十八分四十一秒、東経百三十五度二十三分二十九秒の点</p> <p>五 北緯三十五度二十八分三十七秒、東経百三十五度二十三分三十一秒の点</p>

ぶ海岸線により  
囲まれた海域

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十四 海上自衛隊大湊弾薬整備補給所

対象防衛関係施設

青森県むつ市

大字大湊字石橋二十五番地

<p>の所在地</p>	<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>
	<p>青森県むつ市</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と八に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域</p>
<p>桜木町及び大字大湊（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>一 北緯四十一度十五分十五秒、東経百四十一度七分四十四秒 の点 二 北緯四十一度十五分二十二秒、東経百四十一度七分二十三 秒の点 三 北緯四十一度十五分一秒、東経百四十一度六分四十三秒の 点 四 北緯四十一度十四分二十七秒、東経百四十一度六分五十秒 の点 五 北緯四十一度十四分八秒、東経百四十一度七分二十九秒の 点 六 北緯四十一度十四分八秒、東経百四十一度八分〇秒の点 七 北緯四十一度十四分二十四秒、東経百四十一度八分十六秒</p>	

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
青森県むつ市	青森県むつ市
大字城ヶ沢（次の図面に示す部分に限る。）	大字城ヶ沢字早崎ノ内芦崎二十番地

四十五 海上自衛隊大湊造修補給所芦崎貯油所

備考	
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>の点</p> <p>八 北緯四十一度十四分四十六秒、東経百四十一度八分十四秒</p> <p>の点</p>

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯四十一度十五分二十一秒、東経百四十一度九分十五秒の点</p> <p>二 北緯四十一度十五分六秒、東経百四十一度九分四十二秒の点</p> <p>三 北緯四十一度十四分四十二秒、東経百四十一度九分二十三秒の点</p> <p>四 北緯四十一度十四分三十八秒、東経百四十一度九分二秒の点</p> <p>五 北緯四十一度十四分四十八秒、東経百四十一度八分四十六秒の点</p> <p>六 北緯四十一度十五分十八秒、東経百四十一度八分五十六秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

四十六 海上自衛隊徳島航空基地徳島燃料貯蔵所

備考	対象防衛関係施設 の所在地	徳島県板野郡松茂町	笹木野字八山開拓二十七番地
	対象防衛関係施設 の区域	徳島県板野郡松茂町	笹木野（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	徳島県板野郡松茂町 徳島県徳島市	笹木野（次の図面に示す部分に限る。） 川内町（次の図面に示す部分に限る。）

- 備考
- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
  - 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十七 海上自衛隊艦船補給処

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
市	神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市
田浦町一丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	田浦港町無番地	田浦港町無番地
田浦町一丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		

<p>に係る対象施設周辺地域</p>	<p>市</p>	<p>限る。)、田浦港町(次の図面に示す部分に限る。)、長浦町五丁目(次の図面に示す部分に限る。)、船越町一丁目、六丁目(次の図面に示す部分に限る。)、及び七丁目(次の図面に示す部分に限る。)、並びに港が丘一丁目及び二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)</p>
<p>一に掲げる点と 二に掲げる点と を結んだ線及び これらの点を結 ぶ海岸線により 囲まれた海域</p>	<p>一 北緯三十五度十八分二秒、東経百三十九度三十八分十四秒の点 二 北緯三十五度十七分四十五秒、東経百三十九度三十八分二十八秒の点</p>	
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区</p>		



域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十八 海上自衛隊航空補給処

対象防衛関係施設の所在地	千葉県木更津市	江川無番地
対象防衛関係施設の区域	千葉県木更津市	江川（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺	千葉県木更津市	江川（次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十九 航空自衛隊東北町分屯基地

対象防衛関係施設

青森県上北郡東

字大沢五番地四

の所在地

北町

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>青森県上北郡東 北町</p>	<p>字大沢（次の図面に示す部分に限る。）、字岩渡沢（次の図面に示す部分に限る。）、字田村頭（次の図面に示す部分に限る。）、字塔ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、字塔ノ沢山（次の図面に示す部分に限る。）、字夏焼及び字饅頭長根（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と八に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>	<p>一 北緯四十度四十九分五十四秒、東経百四十一度十二分二十秒の点</p> <p>二 北緯四十度四十九分五十二秒、東経百四十一度十二分四十九秒の点</p> <p>三 北緯四十度四十九分三十一秒、東経百四十一度十三分十秒の点</p> <p>四 北緯四十度四十八分五十秒、東経百四十一度十三分十六秒の点</p> <p>五 北緯四十度四十八分十八秒、東経百四十一度十二分三十八秒の点</p>

五十 航空自衛隊木更津分屯基地

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>千葉県木更津市</p>	<p>岩根一丁目四番一号</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>六 北緯四十度四十八分二十八秒、東経百四十一度十一分五十七秒の点</p> <p>七 北緯四十度四十八分五十六秒、東経百四十一度十一分十七秒の点</p> <p>八 北緯四十度四十九分三十五秒、東経百四十一度十一分四十二秒の点</p>
--------------------------	----------------	------------------	---	--

対象防衛関係施設 の区域	千葉県木更津市	岩根一丁目及び三丁目並びに久津間（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	千葉県木更津市	岩根一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、江川（次の図面に示す部分に限る。）、久津間（次の図面に示す部分に限る。）、高砂一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、高柳（次の図面に示す部分に限る。）、西岩根（次の図面に示す部分に限る。）並びに万石（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>		

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十一 航空自衛隊高蔵寺分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	愛知県春日井市	木附町堂ヲ須
対象防衛関係施設の区域	愛知県春日井市	木附町及び高座町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	愛知県春日井市	石尾台、岩成台、押沢台、木附町、高座台、高座町、玉野町、中央台及び玉野台（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。